



高知労働局発表
令和2年8月7日(金)

【照会先】
高知労働局労働基準部
賃金室長 杉本 聡
高知市南金田1番39号
電話 088-885-6024

令和2年度高知県最低賃金の改正答申について ～ 2円引上げ（引上げ率0.25%）～

高知労働局（局長 柳澤 恭仁）は、本日（令和2年8月7日）、高知地方最低賃金審議会（会長 近藤 啓明）から、高知県最低賃金を「時間額 792 円（2 円引上げ、引上げ率 0.25%）」とする改正決定の答申を受けた。

本答申は、本年7月2日に当局から高知地方最低賃金審議会へ改正決定の諮問を行ったことを受け、同審議会が新たに専門部会を設置し、調査審議を重ね、結論を取りまとめたものである。

同専門部会の調査審議においては、7月31日から8月7日にかけて集中的な審議が行われた。本年度は中央最低賃金審議会からの目安額は示されなかったが、高知県最低賃金の改正に当たり、高知県内労働者の生計費等の生活の実態、労働者の賃金水準及び通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案し、また、最低賃金に関する基礎調査結果及び各種経済関連資料等を基に、本年度の改正についてどうあるべきかを検討の上、慎重に検討審議を進めてきたところである。

今後、この答申の内容についての異議申出（申出締切日：8月24日）に関する諸手続を経て、高知県最低賃金が改正されることになる。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	693 円	715 円	737 円	762 円	790 円	792 円
対前年度上昇率	2.36%	3.17%	3.08%	3.39%	3.67%	0.25%
対前年度上昇額	16 円	22 円	22 円	25 円	28 円	2 円